

ペットボトル水平リサイクル事業
公募型プロポーザル実施要領

令和 6 年 10 月

山形広域環境事務組合

1 目的

山形広域環境事務組合（以下、「本組合」という。）では、構成市町内（山形市、上山市、山辺町、中山町）の家庭から排出される使用済みペットボトルは、立谷川リサイクルセンターにて選別・圧縮・梱包し、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下、「容リ協」という。）に処理を委託し、再商品化事業者にてリサイクルされているが、利用用途の指定はできないことから、繊維製品やシート等の資源として活用され、その多くは最終的に焼却又は埋立て処理となっている。

本事業では、利用用途をリサイクルペットボトルに限定することで、資源の半永久的な再生利用を可能とするもので、新たな石油資源の使用削減やCO2の排出抑制など持続可能な資源循環を実現し、併せて事業者の持つ幅広い経験や知見を活用した未来を担う子どもたちへの環境学習、市民意識の向上へ繋げる取組みも効果として期待できることから、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により「ペットボトル水平リサイクル事業」（以下、「本事業」という。）に関する協定締結予定者（以下、「協定予定者」という。）の選定を行い、協定を締結のうえ、協定締結者が指定するリサイクル業者（以下、「事業者」という。）に使用済みペットボトルを売却するもので、本実施要領は、そのために必要な事項を定めるものである。

2 概要

(1) 件名

「ペットボトル水平リサイクル事業」

(2) 事業内容

別紙 ペットボトル水平リサイクル事業仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 協定期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

なお、協定期間満了の6か月前までに、本組合又は協定締結者のいずれかから書面による協定解除の申出がない場合は、自動的に協定の期間を1年間延長するものとし、以降も同様とする。

(4) 売却単価

売却単価の算出は、容リ協で公表しているペットボトル全国平均落札単価を基準とした積算方法とし、積算根拠を明記するとともに、この積算根拠により算出した単価が容リ協の令和6年度下期における本組合ペットボトル落札価格を上回ることを条件とする。

3 日程

本事業は次の日程（予定）で行う。

内 容	日 時	備 考
プロポーザルの公募	10月 1日（火）～ 10月 21日（月）午後5時まで	本組合 HP 等への 掲載
参加申込書の提出期限	10月 1日（火）～ 10月 21日（月）午後5時まで	

実施要領及び仕様書に関する質問受付	10月1日(火)～ 10月7日(月)午後5時まで	
質問に対する回答	10月10日(木)午後5時まで	
参加資格審査 審査結果の通知・企画提案書提出要請	10月23日(水) 10月24日(木)	事務局 事務局
企画提案書の提出期限	10月28日(月)～ 11月8日(金)午後5時まで	
審査会の開催 書類審査(4者以上の場合) 書類審査結果の通知	11月12日(火) 11月13日(水)	事務局 事務局
審査会の開催 プレゼンテーション審査 プレゼンテーション審査結果の通知	11月15日(金)午後2時～ 11月20日(水)	審査会 事務局
協定締結式	12月23日(月)午後3時30分～	

4 事務局

本プロポーザルの実施に係る事務局は、以下のとおりとする。

担当窓口：山形広域環境事務組合 施設課 施設運用係

電話：023-641-1844

FAX：023-641-1845

電子メール：yamakokn@beach.ocn.ne.jp

5 応募に関する事項

(1) 参加資格

本公募型プロポーザルに参加する者は、以下の要件をすべて満たすこと。

- ① 日本国内においてペットボトルの水平リサイクルを実施している飲料メーカー又は飲料メーカーを含む法人連合体であり、地方公共団体と本事業と同種もしくは類似の実績を有していること。(実績については、現在実施中のものを含む)
- ② 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申し立てが行われたもの又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申し立てが行われた者でないこと。
- ③ 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産開始手続開始の申し立てがなされていないこと。
- ④ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- ⑤ 国税または地方税を滞納していないこと。
- ⑥ 本組合が準拠する、山形市暴力団排除条例(平成23年市条例第25号)第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- ⑦ その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

(2) 失格事項

次に掲げる項目のいずれかに該当するものは失格とし、本プロポーザルへの参加を認めない。

- ① 提出した書類に虚偽の記載のあるもの
- ② 期間内に提出書類が提出されなかったもの。
- ③ 審査結果に影響を与えるような工作をしたもの。
- ④ その他、実施要領に違反するもの。

6 参加申込関係書類

本プロポーザルに参加を希望する場合は、公告日から本組合ホームページ上で公開する書類に記載のうえ、受付場所まで持参又は郵送により提出すること。なお、一提案者が複数の提案に参加することはできない。

提出された書類等は、事務局において本プロポーザル実施要領に基づき審査し、結果を通知する。なお、提出された書類等は返却しない。

- (1) 申込期間 令和6年10月1日(火)～10月21日(月)
- (2) 申込方法 提出書類を郵送(締切日必着)又は持参(持参する場合は、土日、祝日を除く午前9時～午後5時まで)

- 提出書類
- ① 参加申込書(様式2)
 - ② 誓約書(様式3)
 - ③ 秘密保持誓約書(様式4)
 - ④ 会社概要書(様式5)
 - ⑤ 納税証明書
 - ⑥ 財務諸表
 - ⑦ 他地方公共団体との間で、本事業と同種もしくは類似の実績を1件以上確認できるもの。(実績については、現在実施中のものを含む)
例) 協定書等の写し(公表不可の個所は黒塗り可)

- (3) 提出部数 2部(正本1部、正本の写し1部)
- (4) 提出先 〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形広域環境事務組合 施設課 施設運用係

7 本プロポーザルへの質問

本件に関する質問がある場合は、事務局あてにより質問すること。ただし、審査に支障を来す質問、評定基準及び他の参加者に関する質問は受け付けない。

- (1) 受付期間 令和6年10月1日(火)～10月7日(月)午後5時まで
- (2) 質問方法 質問書(様式1)を使用し、午前9時～午後5時までの間に電子メール又は持参により事務局に提出すること。電子メールにより提出した場合は、その旨を担当へ電話で連絡すること。
- (3) 回答期限 令和6年10月10日(木)午後5時まで

- (4) 回答方法 電子メールで回答するとともに、山形広域環境事務組合ホームページに秘匿情報を除き掲載する。

URL : <http://www.yamagata-koiki.or.jp>

電子メール : yamakokn@beach.ocn.ne.jp

- (5) 留意事項 メールの件名は「ペットボトル水平リサイクル事業への質問」とすること。
質問に対しては、回答日時点で参加申込又は問合せのある全ての者に対して電子メールで回答するが、質問又は回答の内容が公開することにより質問者の不利益となると判断したものについては、質問者のみに回答する。

8 参加資格審査・結果の通知

「6 参加申込関係書類」で提出された書類について参加資格を審査し、すべての参加申込者に参加資格審査結果の通知（電子メール）を行う。参加資格があると認められた者に対しては企画提案の提出を求める。

9 企画提案書等の提出

「8 参加資格審査・結果の通知」で企画提案書の提出を求められた者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

- (1) 提出期限 令和6年10月28日（月）～11月8日（金）午後5時まで
(2) 提出方法 提出書類を郵送（締切日必着）又は持参（持参する場合は、土日、祝日を除く午前9時～午後5時まで）
(3) 提出書類 ① 企画提案書（様式6）
② その他資料（任意様式）必要な場合
(4) 提出部数 10部（正本1部、正本の写し9部）
(5) 提出先 〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形広域環境事務組合 施設課 施設運用係

10 企画提案内容の審査・評価及び最優秀者の選定

本プロポーザルは、提案された本事業への企画提案内容を審査・評価するために「ペットボトル水平リサイクル事業者審査会」（以下、「審査会」という。）を設置し、「ペットボトル水平リサイクル事業審査要領」（以下、「審査要領」という。）に基づき、提出された企画提案書（様式6）等について書類審査及びプレゼンテーション審査により公平かつ適正に審査・評価し最も高い評価を受けた者を最優秀者とし、次に高い評価を受けた者を次点者とする。なお、下記(1)に示す失格事項に該当するものがある企画提案（者）は、審査の対象外とし、審査・評価を行わない。

- (1) 失格事項
- ① 提出された書類の提出方法、提出先及び提出期限に適合しなかった場合
 - ② 参加資格要件を欠く場合
 - ③ 企画提案書等の部数が不足する場合

- ④ 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- ⑤ 公募、企画提案書作成要領等に記載のある必要事項を満たしていない場合
- ⑥ その他、実施要領書の規定に違反した場合

(2) 書類審査

ア 審査の日程

令和6年11月12日（火）

イ 審査の方法

- ① 書類審査を行い、上位の3者を書類審査の通過者として選定する。なお、参加者が3者以下の場合、書類審査は行わず通過者として選定する。
- ② 審査は別に定める「審査要領」に基づき実施する。
- ③ 審査の結果は、電子メールにて書類審査結果を企画提案者に対し通知すると共に、プレゼンテーション審査の参加要請を行う。

(3) プレゼンテーション審査

ア 審査の日程

令和6年11月15日（金）

イ 審査の方法

- ① 審査は別に定める「審査要領」に基づき審査会が行う。
- ② 審査は提出済みの企画提案内容で行い、追加資料等は認めない。
- ③ 企画提案者は自ら提案する内容に沿って提案内容のプレゼンテーションを行い、審査委員等からヒアリングを受けるものとする。
- ④ 審査の実施概要は下記のとおりとし、詳細についてはプレゼンテーション参加要請とともに連絡する。

ウ 実施概要

- ① 参加できる人数は2名以内とし、説明は原則当該業務の担当者が行うこと。
- ② 時間は20分以内（説明15分、質疑応答5分）とする。
- ③ 順番は、法人名又は事業者名の五十音順とする。
- ④ 説明に際して、プロジェクター等の機器を用いる場合、必要な機材は提案者が準備し、当日、本組合が指示する会議室に設置すること。
- ⑤ 他者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。
- ⑥ 今後の新型コロナウイルスの感染拡大防止策を踏まえ、必要に応じて実施方法（プレゼンテーション審査等）を変更する場合がある。

(4) 最優秀者の選定

- ① 審査会は、「審査要領」に基づき提案者が企画提案したものを審査・評価し、最も高い評価を受けた者を最優秀者として選定する。
- ② 最も高い評価を得た者が2者以上あるときは、審査委員の合議により最優秀者を選定する。
- ③ 最優秀者の選定後に不測の事態等が生じた場合は、次点の評価を得た提案を繰り上げる。

- ④ 企画提案者が1者の場合でも審査を行い、「審査要領」に定める最低基準点を上回る場合は最優秀者とする。

1.1 審査結果の公表

最終的な審査・評価結果は、最優秀者の選定から1週間を目安に、参加申込書に記載された連絡先へ電子メールで通知するほか、本組合ホームページにて公表する。なお、電話による問い合わせや、審査結果に対する異議申し立ては受け付けないものとする。

1.2 本協定

最優秀者は、本事業における協定予定者として審査会において最高得点を得た企画提案書を基に内容を再確認し詳細を精査したうえで、本組合と協議し仕様書を確定させたうえで本組合の承認を得るものとする。従って、最優秀者の選定をもって、企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。協定予定者は、本組合の承認を得た内容で協定書を作成し協定を締結する。

なお、最優秀者であっても最終的な本組合の承認が得られなかった場合、協定予定者としての資格を失う。その際は、次点の企画提案者を協定予定者として繰り上げ交渉する。

1.3 その他

- (1) 参加者は、参加申込書の提出をもって実施要領の記載内容を承諾したものとする。
- (2) 参加申込み後に辞退する場合は、辞退届（様式7）にて届出ること。
- (3) 提案書類の著作権は参加者に帰属するが、提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (4) 提出された書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に関する責任は、すべて参加者が負うものとする。
- (5) 書類の提出に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法によるものとする。また、造語及び略語は、専門用語又は一般用語を用いて初めて出た場所に定義を記述すること。
- (6) 複数の企画提案書の提案はできない。
- (7) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。（本組合が補正等を求める場合を除く。）
- (8) 公募型プロポーザルに要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (9) 提出書類又は企画提案書等に記載した内容が虚偽と判明した際は失格とする。
- (10) 本組合から本プロポーザル及び本事業において知り得た情報について、第三者に漏らし、若しくは本プロポーザル・本事業手続き以外の目的に供し、又は無断で使用することは禁止する。
- (11) 電子メール等の通信事故、及び書類等の郵送・配達途中の事故（郵送・配達の遅延を含む。）については、本組合はいかなる責任を負わない。

- (12) 協定締結後であっても、本事業において協定締結事業者が談合その他の不正行為に関わった事実が発覚した場合、または協定締結事業者の役員等が贈賄等で逮捕される等社会的影響が大きいと本組合が判断した場合は、協定を解除する場合がある。